

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則六 八七）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。